

## 日南市観光イメージキャラクター「にちなんぢゃ様」使用取扱規程

### (目的)

第1条 この規程は、日南市観光イメージキャラクター「にちなんぢゃ様」(以下「キャラクター」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (キャラクターに関する権利)

第2条 キャラクターに関する一切の権利は、宮崎県日南市(以下「市」という。)に属する。

### (使用の申請)

第3条 キャラクターを使用する者は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合、又は市が主体となって実施するイベント等で使用する場合を除き、あらかじめ日南市長(以下「市長」という。)の許諾を受けなければならない。

2 前項の許諾を受けようとする者は、使用申請書(別記様式第1号)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) キャラクター等の利用状況がわかる完成見本等
- (3) その他市長が必要と認める書類

### (使用の許諾)

第4条 市長は、前条の使用申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が観光資源や特産品の推進に寄与すると認めるときは、利用許諾をすることができる。この場合において、市長は必要があると認めた場合には、キャラクターの利用方法等について、条件を付することができる。

2 市長は、使用許諾を行ったときは、使用許可書(別記様式第3号)を申請者へ送付する。

### (使用許諾の制限)

第5条 キャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は許諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合。
- (5) その他市長がキャラクターの使用について不適當と認めるとき。

### (使用料)

第6条 キャラクターの使用料は、当分の間、無料とする。

### (使用上の遵守事項)

第7条 第4条の規定による使用許諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された使用内容のみに利用すること
- (2) 当該利用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (3) 第4条の許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (4) 定められた色、形等を正しく使用し、デザインを改変しないこと。
- (5) 原則として、物品等には、「日南市観光イメージキャラクター にちなんぢゃ様」の表記を付すること。

（許諾内容の変更等）

第8条 使用者が使用許諾の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ変更申請書（別記様式第2号）を市長に提出し、市長の許諾を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを許諾し、使用（変更）許可書（別記様式第3号）を交付する。

（許諾の取消等）

第9条 市長は、キャラクターの使用がこの規程及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該キャラクターの使用承認を取り消すことができる。

（責任の制限）

第10条 前条の規定により、キャラクターの使用承認を取り消した場合、使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

2 キャラクターの使用承認を受けた者が、キャラクターの使用によって、第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、市長は、損害賠償、損失補填その他の法律上の責任を一切負わない。

（その他）

第11条 この規程に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規程は、平成24年4月1日より施行する。